

行政常任委員会報告

平成 27 年 12 月 2 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- (1) 火災の発生について
- (2) 夕張市消防団総合訓練について
- (3) 平成 27 年度国民保護協議会及び夕張市防火会議について
- (4) 消防職員研修用物品の寄贈について

2 教育委員会

- (1) 第 58 回夕張市音楽発表会について
- (2) 体育施設の無料開放について
- (3) 夕張市石炭博物館の耐震診断結果について
- (4) 平成 28 年夕張市成人祭について
- (5) ユーパロ幼稚園の園児募集について

3 まちづくり企画室

- (1) J R 清水沢駅無人化に伴う定期券の代理販売について
- (2) 指定管理者の取り消しについて

4 建設農林課

- (1) 平成 27 年度雪害対策協議会の開催について

5 保健福祉課

- (1) 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の次期指定管理者の候補者の選定結果について
- (2) 「コープさっぽろ」との「高齢者の地域見守り活動に関する協定」の締結について

6 財務課

- (1) 財政再生計画 12 月変更について
- (2) 補正予算について
- (3) 夕張市税条例等の一部改正について

7 総務課

- (1) 専決処分について

◎出席委員（8 名）

大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
高 間 澄 子 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

（大山委員長）

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育委員会、まちづくり企画室、建設農林課、保健福祉課、財務課、総務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。

【消防本部】

1. 火災の発生について
2. 夕張市消防団総合訓練について
3. 平成27年度国民保護協議会及び夕張市防災会議について
4. 消防職員研修用物品の寄贈について

（大山委員長）

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

（消防次長）

消防本部から4件報告いたします。

まず初めに、火災の発生について報告いたします。資料1をごらんくださ

い。

清水沢 1 丁目で発生した車両火災について。

平成 27 年 10 月 23 日金曜日 17 時 14 分ころに、清水沢 1 丁目国道 452 号線第 2 志幌橋から約 20 メートル若菜寄りで車両火災が発生しております。この火災で、9 トンダンプトラック 1 台が、キャビン内部及びエンジンルームの一部を焼損しております。

火災原因と損害見積額については、現在調査中です。

この件についての報告は、以上です。

続きまして、夕張市消防団総合訓練について報告いたします。資料 2 をご覧ください。

夕張市消防団では、平成 27 年 9 月 27 日、日曜日に、消防本部訓練場において総合訓練を実施いたしました。この訓練には、団本部、市内 9 分団、合わせて 131 名が参加しております。

訓練内容は、全体訓練として訓練礼式を行い、各分団の訓練として A E D を使用した心肺蘇生法及び搬送法、ポンプ車操法、小型ポンプ操法を行いました。

この件についての報告は、以上です。

続きまして、平成意 27 年度国民保護協議会及び夕張市防災会議について報告いたします。資料 3 をご覧ください。

平成 27 年 10 月 21 日水曜日、市役所 4 階会議室において夕張市国民保護協議会及び夕張市防災会議が開催されました。

国民保護協議会では、国民保護計画の修正が承認されております。この会議終了後、引き続き防災会議が開催され、この会議では地域防災計画の修正が承認されております。

修正の内容につきましては、どちらの計画も同じ理由で、ことしの 8 月に行われた市の機構改革による産業課の廃止に伴う文言の修正となっております。

この件についての報告は、以上です。

続きまして、消防職員研修用物品の寄贈について報告いたします。資料 4 をご覧ください。

平成 27 年 11 月 17 日火曜日に、消防本部消防長室において、元夕張市消防団本部長信太繁氏より、消防職員研修用物品として、ノートパソコン、プロジェクター、ビデオカメラ一式を寄贈していただきました。

信太氏は、昭和 41 年夕張市消防団員を拝命依頼、42 年の長きにわたり、郷土愛と不屈の消防精神を貫き、抜群の指導力と実行力をもって業務を遂行し、平成 20 年に勇退されております。

現在も防災に対する強い思いから、職団員の研修用にプロジェクター等を寄贈していただいたものです。

消防本部からの報告は、以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 第 58 回夕張市音楽発表会について
2. 体育施設の無料開放について
3. 夕張市石炭博物館の耐震診断結果について
4. 平成 28 年夕張市成人祭について
5. ユーパロ幼稚園の園児募集について

(大山委員長)

それでは、次に教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の事項につきまして、古村課長のほうより報告申し上げます。

(教育課長)

それでは、教育委員会 5 点報告をさせていただきます。

まず 1 点目、第 58 回夕張市音楽発表会についてであります。

10 月 17 日土曜日、夕張文化スポーツセンターにおいて、第 58 回夕張市音楽発表会を夕張音楽協会との共催により開催をいたしました。

音楽発表会は、子供たちの豊かな情操を育むための伝統行事であるとともに、本市の学校関連事業の一環として、さらには市民参加による全市的な音楽の祭典として、文化振興の観点からも P R、取り組みとなっているところであります。

本年度は、ユーパロ幼稚園、夕張高等学校の吹奏楽、それから小中学校の児童生徒、市民吹奏楽団、レコード愛好家、コーラスグループ 3 団体、総勢 500 人が一堂に会し合唱や器楽演奏など、ふだんの練習の成果を発表したところであります。

続きまして、2 ページ目、体育施設の無料開放についてであります。

本事業につきましては、例年、体育の日にあわせて個人の利用に限りですが、実施をしております。ことしも広報ゆうばり 10 月号などで周知の上、10 月 12 日月曜日に使用いたしました。

当日の利用人員は、文化スポーツセンターで 66 名、テニスコートにつきましては一般の方で 13 名、サングリンスポーツヴィレッジの利用については数名ということでありました。

文化スポーツセンター利用者 66 名の内訳ですけれども、一般の方が 11 名、高校生 3 名、小中学生 52 名ということであります。昨年度に比べますと 1 割程度減少しているところであります。

続きまして 3 点目、夕張市石炭博物館の耐震診断結果についてであります。

まず、事業の概要であります。石炭博物館の見学者に係る安全確保のため実施したものであり、当初平成 28 年度に予定をしておりましたが、指定管理期間が 28 年度で終了するため、次期指定管理者へ引き継ぐ前に耐震改修を完了するため、本年度に耐震診断を前倒しして実施したものであります。

診断結果につきましては、指定指標値、I S と呼ばれるのですが、これが 0.54 を ことになり、耐震改修につきましては必要がないとなったものであります。ちなみに、最低 I S 値につきましては 0.68 ということでありまして、施設表示の 0.54 を上回っているという結果でありました。

続きまして、4 の平成 28 年夕張成人祭についてであります。資料 1 の実施要綱をごらんいただければと思います。

趣旨及び実施主体につきましては記載のとおりであります。

実施期日は、平成 28 年 1 月 10 日、日曜日午後 2 時開始を予定しています。

会場につきましては清水沢地区公民館。

参加対象、記載のとおりでありますけれども、本市に住民票を置く新成人の対象者、10 月 1 日現在で 56 名でございます。このほか、市外に住民票を移した方についても希望がある方については参加できるとしております。

なお、成人祭につきましては、広報ゆうばり 12 月号に掲載し周知を図っていくところであり、対象者につきましては先月末から案内状を送付しているところであります。

続きまして 5 番目、ユーパロ幼稚園の園児募集についてであります。資料 2 をごらんください。

平成 28 年度ユーパロ幼稚園の園児募集についてであります。広報ゆうばり 12 月号に掲載して園児を募集しております。

1 の募集定員につきましては、三、四歳児、それから 5 歳児ともに 35 名としております。

2の学級編制についてですが、1学級35名と2学級編制で現在と変わりはありません。

3の受付期間になりますが、原則28年1月6日から1月29日としておりますが、定員に達しない場合については随時受け付けることとしております。

4の受付場所、5の申し込み方法については記載のとおりであります。

6の入園の決定につきましてですけれども、2月5日、保護者向けに決定通知を送付する予定としております。

報告事項につきましては以上であります。石炭博物館の指定管理取り消しにつきましては、後ほどまちづくり企画室からご報告がありますので控えたいと思います。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 清水沢駅無人化に伴う定期券の代理販売について
2. 指定管理者の取り消しについて

(大山委員長)

それでは次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(室長)

まちづくり企画室からは、報告事項2点あります。

1点目は、清水沢駅の無人化に伴う定期券の代理販売について。これは私のほうから説明させていただいて、2点目の指定管理者の取り消しについては担当課長の三浦のほうから説明させていただきます。

まず1点目、清水沢駅の無人化に伴う定期券の代理販売についてということで、資料1を見ていただきたいと思います。

従来、清水沢駅、有人のときは定期券を売っていたわけですが、無人化に伴って定期券を買いに行くのに新夕張駅まで行かなければいけないということになっていたのですが、JR北海道さんと交渉というか、どうにからない

かという相談をいたしまして、駅前にある文化堂さんに取り次ぎ業務という、代理というか取り次ぎ業務をやっていただく形でお話がつきまして、現在この形で始めております。

利用者が文化堂さんに申し込みをして、代金をお支払いして預かり証をいただくと。文化堂さんがＪＲ北海道新夕張駅に連絡をして、後日、定期券を取りに行って、定期券の引き渡しを受けて、その後に利用者へ旧定期券を回収して定期券をお渡しするという形の制度としてなっております。これは、ＪＲ北海道さんによりますと、こういう形というのは道内初という形になっております。また、付随して、清水沢駅の清掃管理も含めて委託しているということでございます。

私からは、以上でございます。

(商工担当課長)

２点目の指定管理者の取り消しにつきましては、担当の私のほうからご報告をさせていただきます。

まず、１点目の加森観光株式会社の件についてであります。ご承知のとおり市の主な観光施設は平成 19 年度から 10 年間の契約で加森観光が指定管理により管理運営を行ってきておりますが、このうち石炭博物館と幸福の黄色いハンカチ広場につきまして、本年 11 月 30 日をもって指定管理を返上する旨の申し出がございました。

その理由は、記載しておりますが、平成 28 年度以降に実施予定の石炭博物館の大規模リニューアルに伴い、次年度の営業が難しいと考えられるため。また、幸福の黄色いハンカチ広場につきましても石炭博物館の営業休止により営業が難しいためとなっております。

市といたしましては、今後の管理のあり方等について指定管理者と種々協議を重ねてきたところでございますが、最終的に一部条件つきでの返上を承認し、11 月 30 日付での指定取り消しを行ったところでございます。

もう 1 点、2 点目ですが、夕鹿の湯につきましてです。

夕鹿の湯につきましては、平成 24 年 6 月より一般財団法人北海道・夕張倶楽部が指定管理者となり運営をされてきておりますが、平成 27 年 2 月より経費節減を目的とした改修工事を行うため営業を休止となり、その後、再開されないまま推移してきたところでございますが、本年 11 月 30 日をもって指定管理を返上したい旨の申し出がございました。

その理由につきましては、建物及び温泉施設の老朽化に伴い、現状での営業が困難であるとともに、更新するための費用が莫大であるためということでございます。

市といたしましては、こちらの件につきまして、施設の状況等を勘案しな

がら指定管理者と協議を行ってきたところでございますが、返上を承認することとし、同じく 11 月 30 日付で指定取り消しを行ったところでございます。

これら各施設の年度途中での返上は、もちろん予定外でございますが、今後は市が施設保全や管理運営対策を行っていかなければならないため、石炭博物館につきましては所管の教育委員会で、ハンカチ広場と夕鹿の湯につきましてはまちづくり企画室において具体的な対応策を現在講じているところでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

今、石炭博物館について、一部条件つきで返上ということだったのですが、この条件というのを教えてください。

(商工担当課長)

協議の過程で、一つは冬期間の対策というものが必要になってくるので、それらの経費負担をどうあるべきかというようなことが一つ重要な課題となって、指定管理者側と長く時間をかけて協議を重ねてきたところがございます。

それで今回、大きく変わるところが、平成 19 年以降、石炭博物館の坑道の地下に湧いている鉱泉水がございまして、それを常時ポンプアップしていないと地下坑道が水没してしまうという状態なのですけれども、その鉱泉水の一部をホテルシュエパロの温泉用のお湯として流し込んでおります。それは、指定管理をお受けいただいたときから無償での提供ということだったのですけれども、今回、指定管理を外れるということに当たって、そこはちょっと無償ということにはならないだろうということで、その施設に係るポンプアップ自体は市が管理すべきものなのですけれども、送り込む施設に関する管理あるいは温泉水自体、無償ではなく有料化とするということが大きく変わった点でございます。

(熊谷委員)

契約からこういうふうに変更があったということで、除雪費用なんかも市の負担になってくるというふうに思うのですけれども、そういったところと有料化って幾らなのかよくわからないのですけれども、そういうところでは大体それ帳消しになるような、そういった金額というふうに考えていいのですか。

(商工担当課長)

坑道から組み上げる地下ポンプアップの電気代だとか、施設にかかる経費というのは、特に博物館については結構大きな規模にもなります。それが温泉水自体で賄えるような金額についてはなっていないと思います。それは、あくまでも本来指定管理を返上されて市が責任者となることによって守らなければならない部分ですので、リゾートさんが今後負担すべき費用はどうあるべきかということの詳細に話し合いをしながらたどり着いたところだと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

提起の代理販売についてなのですけれども、以前に学校での取りまとめをして学内販売をするというような案が出ていたと思うのですけれども、これの案はなくなったのでしょうか。

(佐藤主幹)

夕張駅の販売が中止した段階で、高校生には配慮するべきだろうということで、高校での取り次ぎをまず主体的に考えたのですけれども、その一方で、文化堂さんのほうの協力が得られるということで、そこに一本化する。その周知については、学校のほうで既に終えております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

指定管理者のほうなのですけれども、市の運営に石炭博物館が戻られるということなのですけれども、どのような人数、人員、また民間の関与というのを今のところで考えているのかどうかお聞きいたします。

(商工担当課長)

1点目、今後の運営についてなのですけれども、こちらは協議の段階で教育委員会も含めていろいろ協議している中でのご報告ということになりますけれども、ことしに関しては冬期間の観覧、有料での見学を基本的にはお受けしないということを教育委員会の方針として決めてございます。引き続き28年度以降の運営につきましては、まだ決定に至っている、協議している段階ではございますけれども、一部説明員が必要になるのではないとか、施設の管理にも一定程度の人員が必要になるのではないといった総合的なことも含めて、現在、教育委員会のほうで検討中ということでございます。

(今川委員)

基本的に、冬期のうちは現状維持管理程度でとどめるというような形になるのでしょうか。それとも、団体であれば受け付けるというような方針になるのでしょうか。

(商工担当課長)

団体も含めても、冬につきましてはお受けするのが困難だという結論に至っております。

(熊谷委員)

今、博物館のことでありましたけれども、平成 23 年だったでしょうか、石炭博物館連絡協議会というのがありまして、それが立ち上がって市と指定管理者と市民と 3 者でどういうふうに運営していくかという、そういう協議会が開かれていましたよね。今、ホームページからも見れるのです。その目的が、市民に開かれた博物館にするためにということで、そういう協議会を立ち上げると。

それで、その規約の基盤なんかもつくった上でそういうことがされているのですが、2 回それを開催した後、ほとんど開かれていない状況なのですよ。その会議というのは、私は非常に大事だというふうに思うのですけれども、その会議というのは、今、市のほうではどのように考えていらっしゃるのですか。

(鈴木理事)

今お伺いした質問については、今回、話をさせていただいている指定管理の取り消しの案件とちょっと異なる問題でありますので。

(熊谷委員)

わかりました。そうしたらいいです。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

委員のほうからないようですので、私のほうからもちょっと確認をさせていただきたいと思います。

夕鹿の湯の関係でございすけれども、残念ながら指定管理の返上ということだったと思うのですが、それで現段階で一応今後の再公募というのは検討されているのかどうかということと、それから先ほど関連の質問が出てまいりましたけれども、管理返上ということで市が直営でいろいろ維持管理を行っていくということになりますと、それにかかる予算措置の必要性も出てくるかと思うのですが、そのあたりの検討は進めていただいているということではよろしいかどうか、この点についてお願いします。

(商工担当課長)

今後の見通しについてでございますけれども、ご指摘のありました再公募といったことも含めて、今後のあり方がどうあるべきなのかという方針をまず決めていく必要があるというふうに考えてございます。

それと、市の直営での経費につきましては、まず今冬もう雪が降っておりますけれども、今冬の施設 雪対策の目張りをするだとか、そういった除雪の対策の経費は今冬は必要ですので対策を講じてまいりますし、28年度以降につきましても、夕鹿の湯につきましては老健施設にお湯を送り込む契約がございまして、それを守っていかなければならない関係から、そういった必要最低限の経費をまず28年度予算としては予定していきたいというふうに考えてございます。

(鈴木理事)

夕鹿の湯につきましては、先ほど担当課長が説明しておりましたとおり相当老朽化が進んできています。私どもも、返上前に施設の外装また内部を点検をいたしました。その中で、老朽化というのは前指定管理の言うとおりだなというようなことで認識をしたのは、ここで報告をさせていただきます。

そういう意味で、今まで4度指定管理などの企業などのほうに見ていただいたのですけれども、それを再度また再利用することが適当かどうかということも含めてしていかなければいけない案件かなと思っています。

(議長)

理事のほうからもありがとうございます。

私のほうでも、ちょっと言葉足らずで申しわけなかったのですが、その辺も踏まえてこれから再公募をするしないというところの検討は非常に慎重を有するのだろうなという思いで先ほど確認させていただいたところなのでございます。

これまでの議論の中でも出てきていましたけれども、特に市民の皆さんからは市内にレースイの湯もありますが、温泉あったほうがいいという意見もあるでしょうけれども、今、理事のほうからもお話があったようなことも当然これから踏まえていかれるのだと思うのですが、全体のまちづくりの中で検討されるということによろしいのですねということを確認したいのですが。

(商工担当課長)

おっしゃるとおりでございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

【建設農林課】

1. 平成 27 年度雪害対策協議会開催について

(大山委員長)

それでは次に、建設農林課より報告を受けてまいります。

(建設農林課長)

建設農林課のほうから、平成 27 年度の雪害対策協議会の開催について、担当課長のほうから報告させていただきます。

(都市計画土木担当課長)

平成 27 年度夕張市雪害対策協議会の開催について報告いたします。

平成 27 年 11 月 6 日午後 1 時 30 分から、清水沢公民館で行いました。

出席者は、北海道開発建設部岩見沢道路事務所 1 名、札幌建設管理部長沼出張所 1 名、夕張警察署 1 名、J R 北海道追分工務所 1 名、夕張市消防署 2 名、夕張市交通安全対策本部 1 名、夕張市 2 名、合計参与 9 名の出席であります。また、各関係団体、町内会の委員 29 団体のうち 19 団体 16 名の出席で行われました。

会議資料にありますけれども、1 ページから 15 ページにつきましては札幌管区气象台の 12 月から 2 月までの寒候期予報資料でございます。また、29 ページについては、向こう 3 カ月の予報情報であります。気象情報については資料を参照していただきたいと思いますけれども、おおむね気温が高い日が続いていましたけれども、予報ではおおむね平年並みということで気象予報の情報であります。

次に、国道関係でありますけれども、17 ページであります。国道 274 号線、国道 452 号線、合計 51.2 キロメートルで、昼間の降雪量は 5 センチから 10 センチ以上で出動、夜間は 10 センチ以上で出動ということで考えているということでございます。それと、紅葉山、三笠両除雪センター 2 カ所で行うという形でございます。請負者は、北宝建設株式会社でございます。

続きまして、道道関係は 19 ページでございます。札幌夕張線ほか 5 路線の 32.6 キロ及び平成 19 年度より支援いただいている旧道道 5 路線 9 キロの合計 41.6 キロでございます。車道の出動基準では、積雪 10 センチに達したとき、今後の降雪量 10 センチを超えると予想されるときに出動するという計画でございます。

また、交通量が多く圧雪による交通障害の発生が予想される場合は、随時、交通障害が起こらないような形で出動するということでもあります。

歩道については 10 センチから 15 センチという予定で行うということでもあります。

これも請負業者につきましては、南空知道路維持事業協同組合、夕張担当の北宝建設ということでございます。

続きまして、指導関係でございます。21 ページから 28 ページでございます。

21 ページの除雪については、夕張市が行う除雪について記載しております。除雪路線につきましては、市道認定路線の供用開始路線、主要生活道路の塵芥収集路線及び消防活動路線で、主要公共施設の圧雪道路、合わせて 146.9 キロを行います。詳細については 25 ページに記載してございます。

除雪の出動順位ですけれども、夕張市については 15 センチ以上と推測される場合、早朝 3 時から 4 時ぐらいに出動する予定でございます。降雪の状況によって出動時間が遅れる場合もありますけれども、地域の状況や降雪、雪質の状況によって交通障害の発生のおそれがある場合、15 センチ未満でも出動いたします。

昼間の出動については、委託車両は通行車両及び駐車車両による作業効率の低下及び安全性の関係上、原則として直営作業で行うことで考えております。異常気象の場合は、その状況に合わせて随時行うということで考えております。

続きまして、排雪につきましては商店街、住宅等の建物に隣接している地域で排雪スペースのない原則として、交通障害を起こさないように排雪作業を実施します。そのほかの路線については、交通障害を起こさないように道路状況を勘案し、状況に応じて排雪及び拡幅作業を実施いたします。

夕張市の除雪体制につきましては、本町除雪センターで若菜以北全域、地区を含めて市の車両 6 台、委託車両 6 社 7 台、計 13 台の配置でございます。清水沢センターでは、清水沢以南全域で清水沢、南部、紅葉山、地区を市の車両 6 台、委託車両 14 社 20 台で行います。

また、状況に応じて北と南での降雪量の違い等もございますので、直営部隊の応援体制を組みながら市内の除雪を行ってまいりたいと考えております。

25 ページから 26 ページについては、夕張市からのお願いについて記載しております。道路の雪出しについてのお願い、市道、道道、国道を問わず道路に雪を出すということは道路交通法でも禁止行為とされております。地域に寄せられる情報の中では、一人の方が出すとあの人もやっているから出すというようなことで雪出しが行われている状況なので、これは警察からもありましたけれども、今年度は雪出しについての交通障害等を起こした場合は原則に取り締まるということであります。

続きまして、路上駐車、屋根からの落雪について、また、突出看板からの落雪等についてもお願いしてございます。

続きまして、子供たちの事故防止についてのお願い。市内の雪捨て場については、12月広報により周知しておりますけれども、市内に末広、千代田、清水沢、沼ノ沢、紅葉山の5カ所を設けておりますので、ご活用願いたいということでもあります。

また、今いろいろ解体の部分が進んでいる状況で、町内会で雪をためる部分だとか雪おろしをしている部分については、随時たまった部分については市のほうでも協力すると、持ち込みだとか雪を投げられるスペースをつくるということをお願いしております。

続いて、清水沢3丁目の治作横の急勾配についての路面凍結については、もう路面凍結が発生しておりますので、車両の迂回看板を出しておりますのでご協力願いたいということでございます。

除雪区域の中で、
の中から、夕張警察署では先ほど言ったように雪出しについて、または路上駐車については取り締まりを強化するということでもあります。また、冬道のアクシデントに備え準備を大切にしてほしいと。屋根の雪おろし等の事故も道内で発生しておりますので、一人で雪おろしを行わないで家族、近隣の方に声をかけて実施してほしいということもありました。

また、J R北海道からは、昨年同様、踏切の除雪を行うという形になっております。皆様に、また踏切の事故防止についてのご協力願いたいということがありました。

夕張消防署からは、やはり屋根の除雪についての
を、除雪機による事故も多くなっておりますので、自己啓発についても行うということで行っております。

夕張市交通安全対策本部からは、飲酒運転の事故等もありますので、特に年末年始には飲酒運転の絶滅ということでご協力をお願いしたいということでもございました。

各町内会からの委員からの要望だとか意見につきましては、末広町内会につきましては道道の歩道の除雪について、若干、通学バスで児童生徒が通うときに歩道がまだあいていない時間帯もあるということで、除雪方法について検討してほしいということの要望もございまして、道路についてもいろいろ状況を勘案しながら、回り順番だとかいろいろ検討するということの回答でございます。

以上、おおむね除雪に関する
の説明は以上でございます。

以上で、平成27年度雪害対策協議会の報告でございます。

また、本日12月2日までの降雪量は84センチ、12月1日、清水沢観測でございましてけれども39センチの降雪でありました。本日は、道道、市道、国

道も含めて全市内の除雪については出動している状況でございます。

以上で、雪害対策協議会の報告でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(千葉委員)

市道の歩道の除雪について若干お伺いしたいのですけれども、これは直営なのか委託なのかを1点聞きたいのと、もう1点、12月号の広報で除雪体制について、午前7時ごろまでに終える予定ですよという、そういうようなことになっているのですけれども、この部分については歩道もそのような除雪体制なのかどうかお伺いしたいです。

(建設農林課長)

市道に関する歩道の除雪については、市直轄の部分及び北海道の支援路線の市道も含みますので、そういう道と市という形で除雪しております。おおむね7時までにあけるということで今考えている状況でございますけれども、雪の降り始め等についても下が固まっていない状況で、マンホール等の突起物等がございますので、除雪車のスピードは出始めはかなり遅い状況でございますので、なるべくうちの規模としては早く朝の出勤、通学時間帯に除雪を目指すということで考えております。

(大山委員長)

ほかにごいませんか。

(議長)

提出していただいている書類の確認をさせていただきます。

いただいた資料で言うと26ページ、平成27年度除雪機械配備計画ということで、下のほうに括弧書きで委託業者については平成26年度に実施した業者数ということなのですが、これは平成27年度の契約も終わって、数的に変更がないかということです。

(建設農林課長)

記載した資料について、26年の配置計画でございます。

平成27年の除雪委託契約の11月16日に実施している業者数と同じ業者さんが契約している状況でございます。昨年と同じということで、除雪業者も同じということでございます。

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設農林課を終わります。

【保健福祉課】

1. 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の次期指定管理者の候補者の選定結果について
2. 「コープさっぽろ」との「高齢者の地域見守り活動に関する協定」の締結について

(大山委員長)

それでは、次に保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課から2件ほど報告させていただきます。

まず1点目、夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の次期指定管理者の候補者の選定結果についてご報告申し上げます。

資料1をごらんください。

夕張市公の施設に係る指定管理者の指定決議等に関する条例施行規則第5条に基づき、選定委員会を開催し11月18日その結果を出したものでございます。

委員につきましては、市内各分野から外部委員6名、さらに内部委員として理事1名、合計7名の審査であります。

応募の状況につきましては、公募によって1団体公募がありました。1団体の書類及びプレゼンテーションにより選考したものでございます。その選定結果につきましては、札幌市東区東苗穂に本拠を置く医療法人社団豊生会、東苗穂病院を主に経営している法人であります。そこに選定候補者として選定したものでございます。

その選定理由につきましては、応募要項に掲げる指定管理者としての適正、さらには事業計画、職員配置・育成、施設の管理運営それぞれの項目において、その提案内容につきましては高い水準を満たしていると認められ、さらには現在も夕張市立診療所に医師を派遣しているなど、豊富な実績を有していることから指定管理者の候補者として最適であると選定されたものでございます。

次のページになりますが、審査結果でございます。

各委員それぞれ持ち点は100点として、各項目において採点を行ったものでございます。満点700点満点中612点、得点率は87%、高い得点率でございます。

次のページをお開きください。

候補者としてなりました豊生会及びその事業計画についてご説明申し上げます。

豊生会につきましては、東苗穂病院の開設を昭和 61 年 11 月に開設し、法人の設立は平成 7 年 3 月となっております。

病院経営につきましては約 30 年、そして法人運営については約 20 年という長きにわたる豊富な経験を有するものであり、地域に根差した豊かな医療と福祉を創造するということで、現在の従業員の総数につきましては 698 名、700 名弱の大きな法人となっております。

その事業内容につきましては、161 床、東苗穂病院であります、その経営のほか診療所 4 カ所、歯科診療所 1 カ所、老人保健施設 1 カ所、その他介護保健サービスの事業所など、グループホーム等 23 カ所運営している法人でございます。

さらには、今回提案された事業計画の内容についてであります、まず、市民の健康と命を守るということを第一に掲げ、市民が安心して暮らせる医療と介護の一体かつ継続的な運営に取り組むということを運営方針として掲げられております。

市立診療所の外来診療についてであります、常勤医に 3 名を確保し、総合診療体制を月曜日から金曜日まで確保するということと、専門医診療につきましては整形外科週 2 回、現在週 1 回となっております、それが週 2 回、また、循環器内科を週 1 回、婦人科につきましても週 1 回、さらに歯科を行うというものであります。

また、高齢社会を支える企業として、リハビリテーションの充実を図るため、理学療法士を常勤配備するという計画が提案されたものであります。

また、初期救急医療体制につきましても、夕張市医師会と連携し、公的医療機関として初期救急感謝の受け入れを積極的に 365 日 24 時間体制の中で行うという提案の内容でございます。特に、初期救急の患者を受け入れるための看護師及び看護補助者の配置を充実させるという提案内容でございました。

また、入院診療体制につきましては、市内の医療機関からの依頼はもちろんのこと、訪問診療、訪問看護などと連携した在宅療養支援における入院受け入れの円滑を図るということと、病床機能につきましては終末期の緩和ケア、さらにリハビリ、さらに慢性期疾患における教育入院など、そういう機能を持った病床の利用とされるものでございます。

さらには、市内医療機関と連携し、在宅医療を支援する中核機能を発揮するということと、さらには保健予防、地域包括ケアシステムへの実現に向けた協力を行うということも提案されております。

次のページにおきましては、設備の充実であります、豊生会独自に画像

診断機器（ＣＴ）であります。さらには、遠隔画像診断支援システムこれらを導入するという提案と、外来の環境整備を行うということがうたわれております。

職員配置計画につきましては、先ほども申しましたが、常勤医３名の配置と、さらには理学療法士、放射線技師、看護師、看護補助者、これらの職種の充実を図ろうとするものでございます。

さらには介護老人保健施設、これにつきましては今行われている入所運営、さらには通所リハビリテーション、その確保、実施、さらには療養室の環境整備、職員の配置計画、看護職、介護職の充実をうたわれているものでございます。

職員の配置につきましては、診療所、老健合わせ平成２８年から２９年にかけて現在よりもさらに９名の増員を図ろうとする計画でございます。

いずれにいたしましても、地域医療の確保は各地で困難となっている状況を踏まえれば、財政破綻の本市においてこのような積極的な対応、または建設的な提案をいただいたところ、これについては非常に評価すべき対応かなと思っております。

次、２点目、資料の２をごらんください。

コープさっぽろとの高齢者の地域見守り活動に関する協定の締結についてご報告申し上げます。

生活協同組合コープさっぽろが行っている宅配システム「トドック」の配達業務により を派遣した場合、市の関係部署に連絡するという高齢者地域見守り活動に関する協定を締結するものであります。

この事業を制度化することでお互いの協力と役割を明確にし、見守り体制の強化を図ることを目的としたものでございます。

対象世帯につきましては、ひとり暮らしの高齢者、市内全域のひとり暮らしの高齢者、さらには異常を発見したときについては市の保健福祉課の包括支援係に報告をいただくという、そういう流れでございます。

一応、この協定の締結式は１２月３日、あすではあります。午後２時から市役所で予定するものでございます。

以上、報告を終わります。

〔報告に対する質疑〕

（大山委員長）

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

（熊谷委員）

市立診療所の関連ですが、最後の職員配置計画のところ、現在より９名増

の予定であると、これが看護職、介護職の充実というところであるのですけれども、現在、希望の杜では看護職、介護職の方たちがこのまま働けるような状況だったり、事務方の方たち、そういった方たちの雇用なんかはどんなふうにお話しされているのかをお願いします。

(保健福祉課長)

今、豊生会が提案されている内容につきましては、現在の職員はそのまま継続して希望するのであればこれを行うということと、条件等につきましてもこれからの話し合いになろうかと思いますが、豊生会のそういう制度で統一するというお話を聞いております。

(大山委員長)

ほかに。

(今川委員)

市立診療所についてなのですけれども、市立診療所については将来的に移設、建てかえを予定しております。この指定管理期間中に移設、建てかえを行われる可能性が高いものと思われるのですけれども、移設先や規模、設備、また費用負担について豊生会さんから意見や要望というのは今のところ出ているのでしょうか。

(保健福祉課長)

移転については、公募する中での要綱の中に今後予定されるということを明記しております。その中で、現状としては移転云々ということではなくて、まず指定管理者を決めなければその話ができないものですから、指定管理者を現状ではしっかりと決めるということを[]に動いております。

いずれにいたしましても、非常にデリケートな問題でありますし、これは地域医療をいかに確保していくのか、それを地域のいろいろな課皆様などを含めて協議していかなければならない問題だと思いますので、拙速とせず丁寧な協議を行いながらと考えております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

一つ伺いたいのですけれども、ある程度この方向性が見えてきたということではしておりますけれども、初期救急に関係して、夕張の医師会との連携、これらの充実という大変大事な問題であると思っております。

今後、これらの方向性が出たときに、現在、医師会との今後のいろいろな連携、あり方あると思っておりますけれども、その辺をどのような考えで今おられるのかお聞かせください。

(保健福祉課長)

夕張の医師会、または豊生会それぞれ特質な団体でございます。豊生会が今回こういう提案をするにおいては、医師会と事前に接触しながら協議してきた内容ということで聞いております。それぞれおおむね好意を持って迎えられたという、そういう報告もいただいておりますので、その辺については逐次ご報告をいただきながら、課題等があれば一緒に表現していきたいと考えます。

(小林委員)

これとはちょっとそれるのですけれども、この間、子育て世代というかPTAとお話したときにも、夕張の医療に関してはやはり初期救急のときに一番不安を感じるというふうなのがありましたので、この辺もつけ加えて、統合はやっぱり十分な連携協議をお願いしたいと思います。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【財務課】

1. 財政再生計画 12 月変更について
2. 補正予算について
3. 夕張市税条例等の一部変更について

(大山委員長)

それでは、財務課より報告を受けてまいります。

初めに、1 と 2 の報告をまず受けてまいります。

(鈴木理事)

税務課長が諸般の事情で欠席をしておりますので、私のほうから 1 と 2 につきましてご報告をさせていただきます。

まず 1 の夕張市財政再生計画 12 月変更についてご報告をいたします。

基本的な考え方についてでございますが、今回の変更は 9 月に行いました第 3 次変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。

計画変更後の収支増減額につきましては 7 億 6,034 万 5,000 円となっております。

次に、財源についてでございますが、国道支出金やハンカチ基金などの特

定財源を活用するほか、ほかの財源につきましては全額繰越金により対応をいたしますため、再生計画の期間の変更はございません。

次に、歳出関係について、事業内容などにつきましてご説明を申し上げます。

1、市有財産管理修繕料につきましては、市有地に存在する樹木が倒木あるいは傾倒の現状にございまして、今後、積雪や強風で民家に被害を及ぼす危険性があるため、伐採の上除去するものでございます。

2 番の財政調整基金積立につきましては、平成 26 年度決算上預金について今回の変更で必要となる経費を除いて財政調整基金に積み立てるものでございます。

3 番、4 番、5 番につきましては一括してご説明申し上げますが、奨学基金、幸福の黄色いハンカチ基金及び子ども・文化振興基金積立金の各利子については現行予算を上回ることから追加するものでございます。

6 番、7 番についても一括してご説明申し上げますが、幸福の黄色いハンカチ基金積立及び助成についてでございますが、特定団体を指定して寄附された当該寄附を積み立てた同額を助成するものでございます。団体名につきましては、NPO 法人でございますあ・りーさだ、同じく NPO 法人でありますゆうばりファンタでございます。

8 番の市内ネットワーク番号制度対応委託についてでございますが、マイナンバー制度導入実施に当たり、中間サーバーへの住基システムの安全な接続のため、国の指示によりセキュリティ対策を講じたものでございます。

9、10 についても一括してご説明申し上げますが、公職選挙法等の一部を改正する法律により選挙権の年齢が 18 歳に引き下げられたことから、選挙システム及び期日前投票のシステムを改修するものでございます。

次に 11 番でございますが、臨時福祉給付金給付事業、こちらにつきましては平成 26 年度に引き続き本年度も実施することで国から通知がございました。6 月変更計画で計上したところでございますが、その後、住民税の確定により非課税者を抽出したところ、対象者が当初見込みを上回ったため所要の経費を追加するものでございます。

12、障害者移動介護委託につきましては、移動支援事業は屋外での移動が困難な障害者の方に外出のための介助人を伴う支援を目的として実施しているものであり、利用者及び利用時間の増加により今回所要額の経費を追加するものでございます。

13 番、障害福祉サービス給付でございますが、報酬単価の改定や新たにグループホームに入居した方がサービスを受けることにより給付の増加となったため所要の経費を追加するものでございます。

最後に、生活扶助等の給付費についてでございますが、この中の [] について緊急入院や心臓疾患などの高額な手術を行うことにより医療費が増加したため所要の経費を追加するものでございます。

次に、歳入についてでございますが、記載のとおり歳出の経費に関連する特定財源の追加と一般財源につきましては繰越金にて [] するものでございます。所要額については、歳出と同額となっております。

また、資料の 1-2 についてでございますけれども、こちらについては平成 26 年度の年次総合計画の置きかえ、平成 27 年度 9 月変更後の企画など、計画変更の概要を記載しているものでございます。

以上で計画変更についての報告を終わらせていただきますが、現時点において計画変更の同意に向けて国及び北海道と調整中でございます。そのため、今後、内容に変更が生ずる場合もございますことを申し添えさせていただきます。

次に、資料の 2 に移ります。補正予算についてご報告します。

まず 1 ページをごらんください。

一般会計の款別総括でございますが、総額が 7 億 6,034 万 5,000 円で財源内訳は国道支出金が 7,198 万 6,000 円、そのうち国庫支出金が 5,126 万 4,000 円、道支出金が 2,072 万 2,000 円でございます。

その他といたしまして、その内訳としましては利子が 8 万 2,000 円、指定寄附につきましては 602 万 4,000 円、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金と同額でございます。一般財源の 6 億 7,622 万 9,000 円につきましては、平成 26 年度繰越金及び財政調整基金繰入金を充てるものでございます。

なお、一般財源のうち財政調整基金積立金を除いた実質的な事務事業にかかる財源でございますが、こちらにつきましては 2,484 万 6,000 円となっております。

下に行きまして予算総額でございますが、補正前が 104 億 1,856 万 7,000 円でしたが、今回の補正後の数字でございますけれども 111 億 8,691 万 2,000 円でございます。

2 ページの一般会計事項別明細につきましては、先ほど資料 1 で事業の概要をご説明しておりますので、ここではその内容は省略させていただきます。

ごらんのとおり、経費名、内容、金額、財源内訳を記載しておりまして、摘要欄につきましては節の区分、金額、特定財源の名称を記載しております。後ほどごらんいただければと思います。

次に、4 ページでございます。国民健康保健事業会計についてご説明します。

諸支出金でございまして、過年度の過誤納還付、内容としましては、平成 26 年度療病給付費及び特定健康診査にかかる負担金の精算に伴い負担金が生

じているものでございます。

最後の 5 ページをごらんいただきたいのですが、介護保健事業会計についてでございますけれども、介護福祉施設整備費補助、内容といたしましては認知症対応型共同生活介護グループに係る [] に係る補助ということになっています。

以上、私のほうから 1 番、2 番についてご説明させていただきました。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、ここまでの報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、1、2 については終了することとし、関係課長等についてはここで退席をいたします。

続いて、報告を受けてまいります。

(税務担当課長)

夕張市税条例等の一部改正についてご説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにともない、市税条例の関係部分の改正、あわせて固定資産評価員の設置等について条例の改正を行うものであり、改正内容につきましては、一つ目としましては災害等による一定の要件以外に財産の状況やその他の事情から、徴収の猶予をする場合における当該徴収の猶予に係る事項について地方税法に条例委任事項が設けられたことに伴う規定整備。

二つ目としまして、固定資産評価員の設置等について新設する夕張市固定資産評価員規則により詳細を定めることによる規定の改正。

三つ目としましては、旧 3 級品たばこにかかる特例税率の廃止。なお、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、旧 3 級品の市町村たばこ税は記載のとおり現行 1,000 本につき 2,495 円から平成 31 年 4 月 1 日移行は 1,000 本につき 5,262 円となり、旧 3 級品以外の銘柄と同額となるものであります。

四つ目としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日において、各税目における申請等に係る個人番号等の利用についての規定整備についてでありまして、9 月定例会において改正を行ったところでありますが、その後、地方税当局が納税義務者等に対して行う手続には、原則として番号 [] という基本的な考え方が示されたことから、市税条例の関係部分の改正を行おうものであります。

なお、関係条文を添付しておりますのでご参照願います。

以上、条例改正につきましては次期定例会に提案を予定することをご報告申し上げます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

【総務課】

1. 専決処分について

(大山委員長)

それでは、次に総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課から1点、市長において行った専決処分についてご報告申し上げます。

記載のとおり、平成27年10月26日、月曜日ですが、午前8時50分ごろ、市職員が公務による公用車運転中、後方不注意によりまして駐車中の車両に接触をし、左側後方バンパーを損傷させるという事故が発生いたしました。

本物損事故に関しまして、市の損害賠償額を記載のとおり19万9,271円と決定し、示談することについて地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものでございます。

なお、発生日時、現場、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
